

寫眞

折目

現住所 東京市………區……町……番地………方

氏名

明治……年……月……日生

大正……年……月……日撮影

五、戸籍謄本について

- (一) 戸籍謄本は都合によりて抄本でもよろしいのであります。唯願書を差出す時から勘定して一ヶ月以内位に下付せられた物でなければよくないと云ふ事になつてをります。夫ですから春は三月、秋は八月以降に取寄せた謄本でなければ受付けられないかも知れませぬ。
- (二) 又謄本は、本籍地の市町村役場に於て下付されます、下付を受けるには手數料を納めなければなりませぬが、此手數料は謄本一枚に付金十錢と云ふ事になつてをりますから六人以上の家族の人は金二十錢、十二人以上は金三十錢と云ふ風に納付せなければなりません。それありますから、謄本よりも抄本の方が手數料も少く、其他萬事都合よろしいのであります。
- (三) 手數料を遠方の町村役場に納付するには、警令金高は十錢が二十錢の小額でも、爲替を組むのが本當なのであります、然し便宜の爲に「切手代用」をするのならば、其旨を詫びて役場の係員に断るべきであります。
- (四) 尚以上に述べました手數料の外に、「返信料」として金三錢を加へておくか、「參錢切手壹枚」を封入しておくべきであります。

六、願書提出について

- (一) 願書を差出す場所は「警視廳衛生部衛生課」であります、看護婦免状下付願は、先づ所轄警察署へ提出して、夫れから警視廳へ進達されるので御座いますが、試験願書は直接警視廳へ持参すればよろしいのであります。(郵便で送るのはよくありません)
- (二) 願書を衛生課へ差出しに行かれましたならば、願書と引換に「受験番號」を渡され、又改めて呼出を受けて「受験人心得書」が下付される筈でありますから、夫れを持歸りて番號札は大切に保存し、心得書は熟讀しおかるゝやうに希望しておきます。
- (三) 願書を出すのは、春は四月一日から三十日まで、秋は十一月一日から三十日まで、毎日午前九時から午後四時の間(土曜日は午後三時まで)に持参すべきであります。

(勿論日曜日、祝祭日はいけませぬ)

七、受験手數料について

受験料は金壹圓と云ふ事になつてをります、さうして其納め方については、現金又は郵便

爲替によることになつてをりますから、皆さんは願書を差出すとき現金を持参するか、郵便局にいつて金壹圓の爲替をくみ、其「爲替券」を願書に添へて提出するのであります。それから其爲替券は六ヶ月以前に組んだものは勿論無効であることは申すまでもあります。

八、書類の綴方

皆さんから「書類はどう云ふ順にとぢるのでせうか」と云ふ質問を受けますがこれは必ずこゝでなければならぬと云ふ風に定まつても居りませぬけれども、まづ(一)願書、(二)履歴書(三)戸籍謄本(四)寫眞と云ふ順にとぢまして、夫れに手數料を添へて出さればよろしいのあります。

九、願書提出後轉居したるときの届出方

試験願書を差出してから住所を變更したるときは、早速左の書式によつて、届出おかるゝやう希望します。

轉居届

看護婦試験出願人 ○○○○○

私儀今般都合ニヨリ東京市……區……町……番地、何某方へ轉居仕候間此段
御届申候也

大正年月日

○○○○(印)

警視廳衛生部御中

右

◆近縣に於て受験せんとする人の心得

皆さんの中には、警視廳へ受験願書を出して置きながら、尙、萬一を慮つて近き他縣へも願書を出さるゝ方があるやうに思はれますので、便宜のため、此等の縣へ出願するゝ場合の手續に關する注意を記載することにいたしました。然しこれ等の縣に於きましても、規則はいつまでも、變らぬものではありませぬから、左の注意は一の参考とせられ、そして、詳細は其の縣の「警察部衛生課」にお問ひ合せになれば確な事が分ります。

◎神奈川縣

一、試験施行 規則には明に何月と定められてはありませぬけれども、例年四月と十月の二回に行はれてをります。

二、願書差出期限 試験施行の月の前月までと、略定められてあります。

三、願書の認め方 願書の認め方に就ては特別に規定されてありませぬ、それで警視廳のと同じ様式に認め、そして唯宛名の警視總監……殿とあるを神奈川縣知事……殿とすればよろしいのです。

四、履歴書の認め方 履歴書の認め方も特別に規定されておりませぬから、警視廳のと同様式にてよろしいのです、そして受験資格證明書に記載されてある事項を、履歴書に認めることがありますことを忘れてはなりません。

五、戸籍謄(抄)本 戸籍の謄本又は抄本を添付することは警視廳のと同様であります。
六、受験資格證明書 満一年以上看護學を習得したことを證明するに足るべき書類、例へば

用紙半		○ ○ ○ ○
右ニ對シ大正……年……月ヨリ大正……年月マデ看護學ヲ教授セリ仍テ 之ヲ證明ス		
大正 年 月 日		
		……縣……郡……村……番地
		醫師 ○ ○ ○ ○@

と云ふやうなものが必要であります、それを願書に添付するのです。

七、寫真 試験願書を出す時より勘定して、三ヶ月以内に撮影した名刺形（縦一寸五分横一寸）の全身を添付することになつてをります、様式は別に定めてありませぬから、警視廳のと同様にすれば差支ありません。

八、受験人住所 「神奈川縣内居住者」に限ることになつてをりますから、警視廳管内即ち東京府内に居住するもので、神奈川縣の試験を受けらるゝときは、同縣内に假りの住所を定めなければなりません。

九、受験料 金壹圓であります、それを住所地、即ち假りの住居地の市役所、町村役場に納めて、その領收證を貰つて願書に添付するのです。

十、願書の差出場所 住居地即ち假りの住居地の所轄警察署であります。

十一、受験番號票及受験人心得 試験の當日、縣警察部の衛生課にて交付さるところになつてをります、心得書は最も熟讀する必要がありますが、警視廳のと同じであります。

十二、受験場 神奈川縣廳内(横濱)であります。

一、試験施行 每年二回施行されることになつてをりまして、第一回は四月の下旬より五月の上旬頃にかけて、第二回は十月の下旬より十一月上旬頃にかけて行はるゝのです、又臨時に施行さることもあります。

二、願書の差出期限 明に規定されてありませぬけれど、春は三月末日、秋は九月末日限で締切らるゝやうです。

三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍謄(抄)本 六、受験資格證明書 は神奈川縣と同様であります。

七、寫眞 六ヶ月以内に撮影した手札形を臺紙の儘にしてその裏に、住所氏名、生年月日を自書するのです、半身でも全身でも差支ありません。

八、受験人住所 埼玉縣内に假住所を定める必要はありません。

九、受験料 金壹圓であります、郵便爲替にて送付してよろしいのです。

十、願書差出場所 直接「埼玉縣警察部衛生課」に郵送してよろしい。

十一、受験番號票及受験人心得書 神奈川縣と同様であります。

十二、受験場 浦和町であります、場所は定められてをりませぬ。

◎千葉縣

一、試験施行 每年二回施行されることになつてをりまして、第一回は五月に、第二回は十一月に行はれます。

二、願書差出期限 第一回四月十五日限、第二回に九月十五日限であります。

三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍謄(抄)本 六、受験資格證明書 は神奈川縣と同様であります。

七、寫眞 最近撮影したもので、警視廳と同様にすればよろしいのです。

八、受験人住所 假住所を定むる必要ありません。

九、受験料 金壹圓、「千葉縣收入證紙」を以て納付することになつてをります、これは、特に他の府縣と異つてをりますから、注意を要します、ところが、この收入證紙を手に入れるることは面倒でありますから、一層一圓の郵便爲替を以て、衛生課へ「然るべき御取計被下度」として依頼するのがよろしいのであります、それから、この「收入證紙」を願書に貼付した場合は、必ず自分で「消印」をしてはなりません。若しこれに印形を押捺したときは、無効になるのであります、氣を付けねばなりません。

十、願書の差出場所 直接「千葉縣警察部衛生課」に送付してよろしいのです。

十一、受験番號票及受験人心得書 神奈川縣と同様であります。

十二、受験場 千葉市であります。場所は定められておりません。

◎群馬縣

- 一、試験施行 每年五月と十月の二回に施行することになつてをります。
- 二、願書差出期限 大抵、試験施行の前月の十五日が締切であります。
- 三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍謄(抄)本 神奈川縣と同様であります。
- 六、受験資格證明書 添付する必要はありませんが、履歴書には一年以上修業したこと、記載して置かなければなりません。
- 七、寫眞 五ヶ月以内に撮影したものであります。其の裏には、撮影年月日、族籍、氏名を記載することになつてをります。寸法や、寫し方には何も制限はありません。
- 八、受験人住所 千葉縣と同様であります。
- 九、受験料 金壹圓であります。それを、直接「群馬縣金庫」に納付することになつてをりますが、千葉縣と同様郵便爲替にて依頼したらよろしいのです。
- 十、願書差出場所 「群馬縣警察部衛生課」へ郵送すればよろしい。

◎栃木縣

- 十一、受験番號票及受験への得書 試験前日に衛生課より交付されることになつてをります。
- 十二、受験場 前橋市でありますが、場所は定められておりません。
- 一、試験施行 每年二回施行することになつてをります。大抵は四月と十月であります。
- 二、願書差出期限 三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍謄(抄)本 六、受験資格證明書 神奈川縣と同様であります。
- 七、寫眞 添付しなくともよろしいのです。
- 八、受験人住所・假住所等を定むる必要ありません。
- 九、受験料 金壹圓であります。郵便爲替にて送付すればよろしいのです。
- 十、願書差出場所 「栃木縣警察部衛生課」に郵便にて送付してよろしいのです。
- 十一、受験番號票及受験人心得書 受験に必要な事項は、出頭の通知書に記載されてあります。其他は試験の當日、係員より口達されることになつてをります。
- 十二、受験場 栃木縣廳内(字都宮市)であります。

◎茨城縣

- 一、試験施行 每年四月と十月に行はることになつてをります。
- 二、願書の差出期限 試験施行の月の前月末日限りであります。
- 三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍謄(抄)本 六、受験資格證明書 神奈川縣と同様であります。
- 七、寫眞 最近撮影したもので、手札形全身であります。
- 八、受験人住所 假住所等を定むる必要ありませぬ。
- 九、受験料 金壹圓であります、郵便爲替にて送付してよろしいのです。
- 十、願書の差出場所 直接「茨城縣警察部衛生課」に送付してよろしいのです。
- 十一、受験番號票及受験人心得書 神奈川縣と同様であります。
- 十二、受験場 茨城縣廳内(水戸市)であります。

◎靜岡縣

一、試験施行 二、願書差出期限 三、願書の認め方 四、履歴書の認め方

- 五、戸籍謄(抄)本 六、受験資格證明書 神奈川縣と同様であります。
- 七、寫眞 添付する必要ありませぬ。
- 八、受験人住所 假住所を定むる必要ありませぬ。
- 九、受験料 金壹圓であります、郵便爲替にて送付すればよろしいのです。
- 十、願書の差出場所 直接「靜岡縣警察部衛生課」に送付してよろしいのです。
- 十一、受験番號票及受験人心得書 神奈川縣と同様であります。
- 十二、受験場 一定の場所に定められてをりませぬ、そして、縣廳所在地の靜岡市以外に沼津、濱松等にても施行されることがあります、實際は便宜の地にて受験することが出来ます。

◎山梨縣

- 一、試験施行 每年二回施行されることになつてをりまして、大抵は四月と十月であります、第二回は九月に行はることもあります。
- 二、願書の差出期限 三、願書の認め方 四、履歴書の認め方 五、戸籍(抄)
- 六、受験資格證明書 神奈川縣と同様であります。

七、写真 添付しなくもよろしいのです。

八、受験人住所 假住所を定むる必要ありませぬ。

九、い験料 金壹圓であります。郵便爲替にて送付すればよろしいのです。

十、願書の差出場所 直接「山梨縣警察部衛生課」に送付すればよろしいのです。

十一、受験番號票、受験人心得書 神奈川縣と同様であります。

十二、受験場 每年「甲府市錦町山梨縣病院」に於て行はれます。また縣會議事堂にて施行されることもあります。

●試験を受くるに就いての心得

試験を受くるには、充分に勉強して實力を養つておくと云ふ事が一番大切な事は申すまでもなき事ながら、此の實力以外に「受験法」とでも申しますか、とにかく試験の受け方と云ふ事も大に心得ておかねばならぬ事と思ひます。即ち隨分實力のある人でも試験の受け方の下手な爲に通らなかつた例は各種の試験に於て往々見る事でありますから、今度試験をお受けになる方にも、相當此點に注意を拂はるる必要があらうかと考へます。そこでこの受験方法について、私の思ひ付いた儘を一つ二つ條項書きにして見ますから、御一讀なされて多少でも皆さまのお爲めになつたならば、私も其の仕合せを喜ぶ次第であります。

第一、氣を落付くること

試験場で何よりも大切な事は、この「氣を落付ける」と云ふ點であります。氣が落付いて居ない爲に、折角知つて居ながら筆に表はせなかつたり、又書いて來たと思つて居ても、夫が間違つてあるとか、又は脱けてあつたりして、駄目な事がが多いのであります。落付かない爲めに學力として相當よく出来る方であり乍ら、及第出來ない人が隨分あります。多年或

る試験に關係して居らるゝ委員の方などは、「試験場で受験者を一目見るなり、これは合格するだらう。これは駄目だらうと凡そ見當がつく、これば落付いて居るか否やの態度で知れるのだ」と申しておられます、吳々も申しておきますが、試験場へ入つたら態度をしとやかに、心を静め、總ての事を忘れて、唯受験と云ふ事にのみ一心にならるゝやう希望します。

第一、受験番號の記入を忘れぬこと

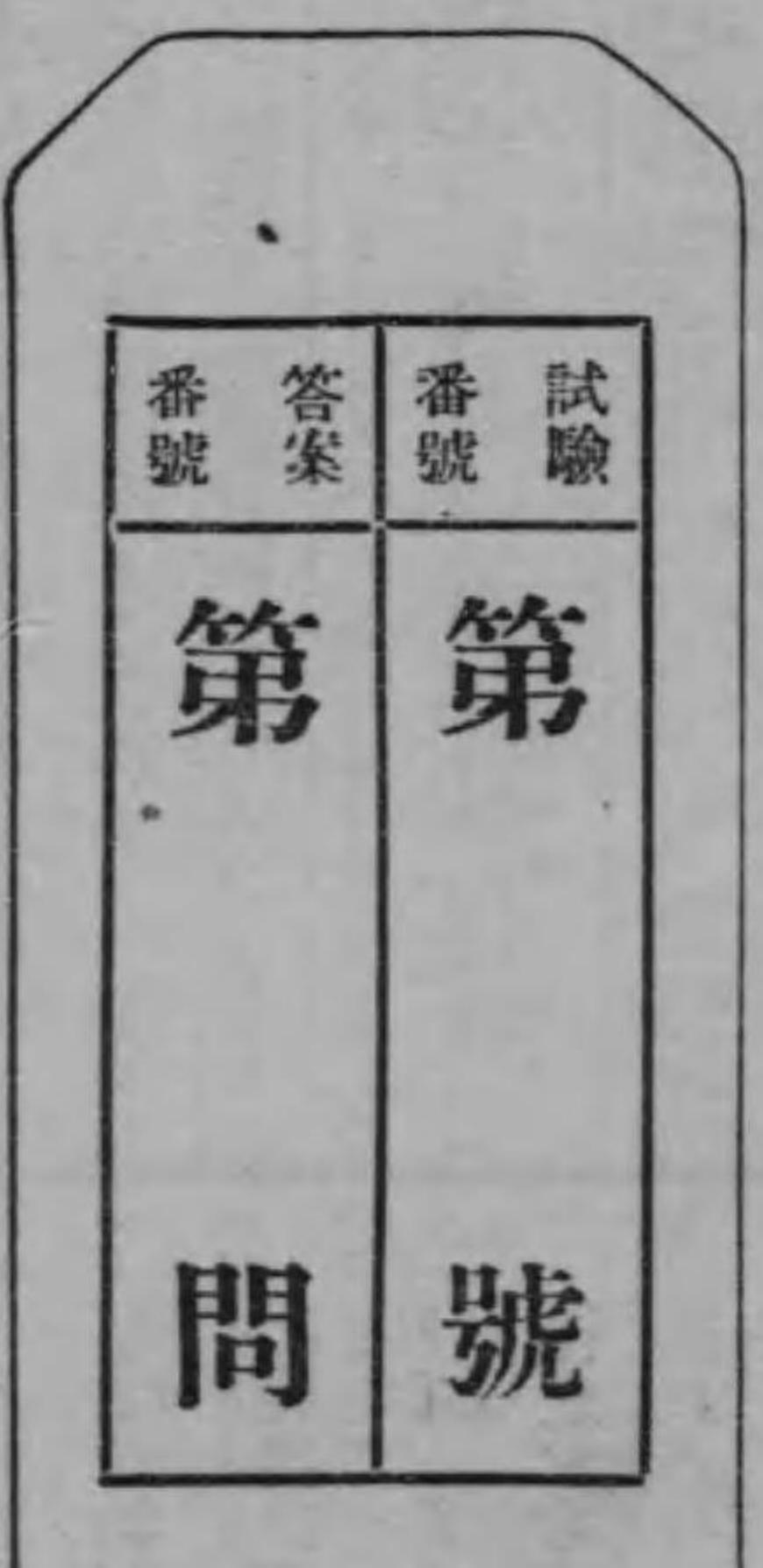
答案用紙に受験番號の記入を忘れる人が澤山あります。御存知の通り、受験番號は姓名を書く代りに記入するのでありますから、この番號を忘れておくと、試験委員に非常なる手數を掛けるのみならず、時には折角書いた答案が誰のだか知れなくなつて、結局缺問「答案を出さないから零點」と云ふ取扱ひを受けることも御座います。

警視廳では毎回の試験に答案を各自状袋（答案用紙と状袋は警視廳から渡ります）へ入れて差出すやうにきめられてあります、是は受験者にとりて非常に幸福なことであります。受験者が例令答案用紙に番號を忘れて居ても、状袋にさへ番號が書いてあれば、其番號によりて誰の答案なるかを知り、採點すると云ふ方法なのでござります、それであります

すから、受験者は答案用紙の配付を受けたならば、直に

- 一、答案用紙（必要だと思ふだけ四枚なり五枚なり）に自分の受験番號を記入しおくこと。
- 二、夫れと同時に状袋にも番號を記入することを忘れぬやうに注意しておきます。

今参考の爲に答案用紙と状袋の型を御覽に入れますと、圖の如くであります。



夫れから尙答案を状袋に入れるとき
は答案の番號と状袋の番號とを照合
して、符合してゐるかどうかを一應
検査せらるゝやうお勧め申しておき
ます。

第三、答案は各問別々の用紙に認むること
問題は一問毎に別の先生が出題されるのでありますから、答案は必ず一問毎
め又各別に状袋へ入れて出すべきであります。別の問題の答案を同じ紙に續
なりませぬ。

第二二、答案は各問題別々の用紙に認むること

第四、問題は熟知のものより先に答案を認むること

問題が出たならば總ての問題を二回許り精讀し其の中の一番よく覚えてゐる問題に對して答案を書き、それが了つたならば、次によく覚えてゐる問題に對して答案を認め、一等覚えてゐない問題を最後に廻はすやうにしなければなりませぬ。始めからロクく覺へてゐない問題の爲に頭脳を惱ましてゐると、時間はなくなる、頭は疲れて、よく覚えて居た事までも充分に書けなくなり、思はぬ不覺をとる場合があるから、氣を付けなければなりませぬ。

第五、問題は少くとも二回以上熟讀すること

試験問題はよく氣を付けて読み違へぬやうにしなければなりません。例令一字の違ひでも答案の書き方は大に變つてくる場合があります、即ち一二の例を挙げますと。

消毒法の種類

消毒薬の種類

心臓の位置、形狀及び其作用

腎臓の位置、形狀及び其作用

僅に一字違ひでも答ふる事には大差がありますから、問題は一字一字目を留めて精讀し、決して誤らないやうにせねばなりません。

第六、答案は簡明に

答案は簡単で、よくわかるやうに書くことを忘れてはなりません。答案の書き方については餘程氣を付ける必要があらうと考へます。即ちクドくと長たらしく書くよりも、肝腎な事だけを

第一
(1)

第二
(2)

第三
(1)

第四
(2)

第五
(1)

第六
(2)

第七
(1)

と云ふ風に、排列をよくして記載せらるゝ事をお勧めしておきます。

又文字は、成るべく毛筆を用ひて綺麗に書き、あまり汚したり消したりしないやうにせねばなりません。(尚委しいことは別項答案の認め方を一覽なさい)

第七、答案を作製するには

問題を読み了つたならば、これに對し如何なる事を書くべきかを考へ、第一に何を記すべきか、第二は何、第三は何、最後には如何に結ぶべきかと云ふ風に豫め順序を立て——思ひ出す儘に要領を一筆宛、別の紙に書きつけておいた方がよろしい——其考が大體に於て定りたる後、筆をとり始める方がよろしいのであります。この考がなくて、問題を見るなり直に答案を認め、出鱈目に書き付くるが如きは、誠に損なやり方だと思はれます。このや

うな人に限つて、一行か二行ばかり書いて紙を捨て、又次の紙にも二行か三行許り書いては止め、一問の答案を書くために拾枚以上も用紙を費して、然かもロクな答案が出来ないと云ふ情ない有様になるのであります。

第八、答案は三回以上精讀すること

出來上りたる答案は、更に三回以上読み直して間違つてゐるか調べるのは勿論、誤字、脱字のなきかを調べて見て、然る後に差出すべきであります。

第九、答案が出來上りましたら

答案が出來上りましたら、手を擧げて、答案作製済なることを試験委員に報ずるのであります、さうしますると試験委員は答案を受取に來て呉られるか又は試験委員の手許まで差出やすやうに命ぜられます、とにかく以上の如くにして「答案を試験委員の手に渡す」と云ふ事を怠つてはなりません。受験者の中には答案を書いてそれを試験委員の手に渡さずに、其儘自分の机の上に置きざりにして歸る人があるやうであります。そんな事をしておく

と、折角の答案がヒヨツト反古と間違へられて取扱はれぬとも限りませぬから、必ず答案は試験委員の手に渡しておかるやう希望します。

第十、最後まで努力すること

受験者の中には、試験が始まつてから、まだ三十分もたらない中に退場する人がありますさうしますると「二人三人退場されるともう氣がガシクして、とても落付いて書いて居られませぬ」など云つて、自分も答案をソコソコにして出て仕舞ふ人があります。こんな落付きのない事では駄目だと思ひます。そこで私は常に「受験者は最後まで退場しない事と決心して、試験場へ入つたならばよからう」と考へます。さうさへ決心して居たならば、人が出やうが、試験場に自分一人にならうが、そんな事に頗着せず、落付拂つて答案の調べまで完全に出来るだらうと思ひます。

又自分が少しも覚えて居ない問題が出ても、決して諦めではなりませぬ。始め問題を見たときに少しも知らぬ事だと思つても「書物のどの邊に書いてあつたらうか、先生がどんな講義をされたらうか」と色々考へてゐる中には、少し宛思ひ出す事が出来て、それを綴りますと、何とかかんとか答案となり合格點が得らるやうなことがあります。——こんな

事は平素熱心に勉強してゐなければ出来ませぬけれども——さうでありますから、試験には最後まで努力しなければなりません。私は、試験を受けるときに、諦めのよい人はいないだらうと考へてゐます。

◎試験前に於ける一二三の注意を附記致しますが

一、婦人方は脳を使ひますと、すぐ便秘したり、月經閉止したりする事が多いやうであります。こうなれば、兎角逆上し易く、頭がグラグラしたり、眩暈を起したり致します。試験場へ行けば夫れでなくとも逆上するのに、こんな便秘とか、月經閉止とかしてゐる事は、受験上よくありません。そこで皆様は試験前には、なるべく便通を整へるやうに注意さるゝ事を希望します。

それには

- (1) 每朝時を定めて上廁し、便通を計ること。
- (2) 食物中に野菜類を増すこと。
- (3) 每朝洗面含嗽後、水道水を一椀グ〜〜と飲み下すこと。
- (4) 以上 の方法を行ふとも、尚效のないときは、

「カスカラサグラダ」流動越幾斯 五・〇
水 一〇〇・〇

右一日量トシテ、毎食前ニ服用（便通アラハ、中止スルコト）

人工カルルス泉鹽

一〇〇・〇
水

右一日量トシテ、毎食前ニ服用（早朝空腹時頓服ス）など試みなさい。

- 二、試験前には、頭を軽くしておく方がよろしいから、時々髪を洗ふべきであるが、殊に試験期日一週位前には又一度洗髪しておかるゝやう、お勧めします。
- 三、受験準備としては無論熱心に勉強すべきで、時に徹夜もせなければなりませんが、試験の前夜は早くがら就床して、熟睡しあかるゝ事をお勧めします、試験前夜徹宵などすると、試験場へ入つて頭脳が疲れてゐるから充分な答案を認めることが出来ないと云ふ事になりますから。試験前夜は決して無理をしてはなりません。
- 四、皆さんのが警視廳からお受取になる「受験人心得」には左の如くいろいろ注意してあるのですから、よく御覽になつておかゝることを希望しておきます。

看護婦試験受験者心得

警視廳

二三二

一、筆記試験期日及時間　試験ノ都度變更ナ見ルコト多ク一定セズ

二、試験場

三、試験當日ハ午前八時迄ニ試験場ニ出頭スヘシ

四、受験者ハ必ス墨池毛筆及上草履ヲ携帶スヘシ

五、試験番號票ハ受験ノ際必ス之ヲ携帶シ試験中ハ机上ニ置キ監督員ノ照査ニ資スヘシ

六、試験場ニ於テハ總テ監督員ノ指示ニ從ヒ静肅ヲ旨トシ談話其他喧嘩ニ涉ル所爲アルヘカラス

七、試験場ニハ書籍又ハ書類等試験ニ必要ナル物品ヲ携帶シテ入ルヘカラス

八、試験問題ニ就テハ質問ヲ許サス

九、答案ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記載スヘシ

十、答案ハ一問題毎ニ之ヲ別紙ニ記シ一問題ノ答案二枚以上ニ亘ルトキハ之ヲ縫合シテ封筒ニ入ルヘシ

十一、答案用紙及封筒ニハ試験番號及問題番號ノミヲ記載シ氏名其他ノ事項ヲ記載スヘカラス

十二、答案完成シタルトキハ舉手シテ其旨ヲ示シ監督員ノ來ルヲ待チ答案及用紙ノ殘餘反古ヲ差出シ直ニ試験場ヲ退クヘシ

十三、答案ヲ作成スル能ハサルモノト雖用紙封筒ニ試験番號及問題番號ヲ記シ之ヲ差出スヘシ

十四、不正不都合ノ所爲アリタルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

五、試験場へ持參すべきものは、一二日前から緩めておいて決して、當日おわすれないやうにさること。

六、硯の水は半オンス入位の瓶に入れて、自分自分に持つて行かることをお勧めします。

試験場で「水入れ」の取りあひなどに氣をもんではつまりませぬから、各自持參が一等

よろしからうと存じます。

七、當日お使ひになる筆は四五日前から時々使つて見て手をならしておきなさる方が結構だらうと考へます。

● 答案の認め方

試験を受けると云ふ事は、中々氣苦勞なものであります。経験のない方には到底想像のつかぬ一種の苦惱を伴ふものであります。そこで受験者は試験の期日がおし迫るにつれて、「如何したら合格するであらうか」「どういふ方法で勉強したならば及第の榮譽を荷ふ事が出来やうか」と云ふ事が、いつも脳裏を去らぬ事であらうと思ひますが、私は常に受験については次の如き二つの要點に着眼してゐなければならぬと云ふ事を考へて居りますから、この點について少しく述べて見やうと存じます。

二つの要點とは、如何なる事であるかと申しますと、

(一) 其事柄を正確に記憶すること、

(二) 答案の認め方に注意を拂ふこと、

の二つであります。右の中第一の方は今更申すまでもなく、受験科目記載の事柄を正確に記憶して、どこが出ても答へ得られるやうにしておくべきであります。今私の諸姉に御注意申したいのは寧ろ第二の問題の「答案の認め方」についてで御座います。どうも受験者

が一般に此方の注意を缺いてをられ、夫れが爲に不利益を蒙らるゝ事が澤山あるだらうと信じて居るからであります。儲て夫れには「答案の認め方」を如何様にしたならばよろしいかと申しますと、

(一) 文字は奇麗に書くこと

(二) 事柄をうまく排列すること

に注意を拂ふの事があります。先づ

□ 文字を奇麗に書くこと

答案は出來得る限り丁寧に認め、餘り幾箇所も消したり直さないやうにして置かねばなりません。とにかく試験委員が一目見るなり「こんなに読みにくい答案はいやだなあ」と考へやうでは不利益であります。反之答案が如何にも奇麗に書いてあつて、スラ〜と読み下せるやうであつたならば、試験委員によい感じを與へますから、知らず〜よい點を付けらるゝやうになつて、尠からず受験者の利益になるのであります。それですから平素より此點に心懸けておかねばなりません。殊に看護婦試験は時間なども充分あるので、始め「下書きを作り、後に「淨書」も出來やうと思ひますから、充分に奇麗に認められるやう希望致します。

□ 内容をうまく排列すること

答案には覚えた事を唯書きさへすれば、どのやうな書き方であらうとも構はないか云ふと、中々さうでなく、假令同じやうに覚えた事でも、其記載の仕方が悪いと試験委員に意味が通せずして、爲に充分の點を付けて頂く事が出来ないのです、今左に一二の例を擧げて先づ諸姉の判断に訴へて見ませう。

第一 皮膚の構造

【不明瞭な書き方】

皮膚は吾人身體の表面を被覆するものにして、これを三層に區分し、最外層を表皮と云ひ、更に此表皮を角層と粘膜層とに分つ、又中層はこれを眞皮と唱へ、更にこれを乳頭層と網狀層との二つとす、其下に皮下結合織あり。

皮膚附屬物として、油脂を分泌する皮脂腺、汗を分泌する汗腺及毛根、神經、血管は眞皮中に存在す、して此神經は皮膚知覺神經にして、所謂觸覺を司るものとす、尙以上の外爪、毛髮あり、何れも皮の變形せしものなり。

右のやうに記述しても内容としては相當であり決して悪い譯ではありませぬけれども、これでは「内容の排列に苦心した」とは申されませぬ、そこで若しも次のやうに記載したら如何でせう。

【明瞭な書き方】

(一) 皮膚の所在及作用

皮膚は吾人身體の表面を被覆するものにして、其作用としては

(1) 保護作用

身體の表面を被包し、外來の刺戟（器械的、化學的、細菌的等）を防ぎ以て身體の保護をなす。

(2) 體溫調節作用

イ、氣温低きとき體溫の發生少きときは、皮膚は收縮して體溫の發散を防ぎ
ロ、氣温高きとき體溫の發生多きときは、皮膚は弛緩して體溫を發散せしむ、斯くするも尙發散不充分なるときは、更に發汗して發散を計る。

(3) 觸覺作用

皮膚には末梢神經（知覺）の終端たる觸小體を有し、之れによりて寒温、精粗、痛痒、部位覺等を觸知す

(4) 排泄作用

發汗により老廢物（新陳代謝產物）の一部を排泄す

(5) 呼吸作用

極めて微量なるも呼吸作用（酸素を吸収し、炭酸を排泄す）をなす

(6) 吸收作用

皮膚には末梢神經（知覺）の終端たる觸小體を有し、之れによりて寒温、精粗、痛痒、部位覺等を觸知す

表皮面に塗られたるものゝ幾分を吸することあり

(二) 皮膚の區別

皮膚を分ちて三層となす、今最外層より順次表記すれば

(1) 表皮 角層
粘野層又はマルビギー氏層

(2) 真皮 乳頭層 神經、血管此所まで來れり
網狀層 毛髮、汗腺、皮脂腺此處にあり

(3) 皮下結締織 多量の脂肪を藏す

(三) 附屬物

(1) 毛髮 毛幹、毛根を區別し、毛根は毛囊に包まれて眞皮中にあり、毛幹は表皮を貫きて表

面に出づ、

(2) 手足末節の背面にあり、

(3) 汗腺 汗を分泌するものにして、皮下結締織より起り皮膚の表面に開口す、

(4) 皮脂腺 毛根の近くにあり、皮脂を分泌す

以上の如き記載が如何にも明瞭で、試験委員の方でも一見してすぐ採點が出來やうし、又恐らく其點も充分に得られやうと考へます、尙念の爲に一二三の例を書きますならば

第二問 石灰乳の製法、用途、用量及使用上の注意

【明瞭ならざる書方】

石灰乳を製するには煅製石灰二分に水八分を入れよく混和するものなり、用途は食器類、尿尿、吐瀉物排泄物等の消毒に用ひられ、其用量は消毒すべき物品容量の五分の一なり、而してこれを使用するには成るべく使用の際に作り、投入後攪拌す

【簡明なる書方】

(一) 製法

煅製石灰 二分

水 八分

煅製石灰二瓦の所へ水八瓦を餘々に注ぎ込むべし

(二) 用途

(イ) 尿尿、吐瀉物、其他の排泄物、(ロ) 硝子器、陶器、磁器、鐵製品、竹木製品等、(ハ) 便池、肥料溜、

(ニ) 芥溜及土地、(ホ) 溝渠

(三) 用量

消毒すべき物品容量の五分の一以上

(四) 使用上の注意

(イ) 用に臨みて製すること

(ロ) 投入後攪拌すること

第三問 體溫測定法

【不明瞭なる書方】

體溫器を検して水銀柱の高さを平熱以下に振り下げ、之れを消毒したる後、患者の腋窩に挿入す、此際發汗等により腋窩の濕へるとときは乾きたる布片にて拭ふを要す、又衰弱甚だしき患者にして腋窓の檢温不可能なるものにありては、脣、肛門等にて檢することあり。

檢温は五分乃至十五分を普通とし、其水銀柱の示したる度を溫度表に記入す、檢温後は再び檢温器を消毒すべきものにして、此檢温は一日二回之れを行ひ、醫師の命によりては更に數回之を行ふことあり。

【明瞭なる書方】

(一) 體溫測定の目的

吾人の體溫は攝氏寒暖計の三十六度乃至三十七度を常とするにより、これより或は高く或は低きに過ぐるときは、健康に異状あるものにして、且つ其度の高低は病症の輕重を示すものなるにより、吾人は病に侵さるゝときは之れを測定して、醫師が診察の参考に供するものなり。

(二) 用 器

用具としては普通攝氏の留點檢温器を用ふ、使用に際し其水銀柱の高さを檢して平熱以下に降らしめ先づ消毒をなして用に供す。

(三) 部 位

普通腋窩に於て之れを行ふ、もし著しく衰弱せるもの、不安の状にあるもの、幼兒等にありては肛門内に於て測定し、又婦人に於ては脣に於て行ふことあり

(四) 方 法

先づ乾燥したる布片にて腋窩を拭ひたる後、檢温器の水銀端を前方より腋窩に挿入し、同側の上脣を曲げて胸前に來らしめ、其手を以て他側の肩胛を握らしむべし。

(五) 時間及回數

檢温の時間は普通五分乃至十分とせらるも、半分感應檢温器を用ふるときは二三分にて良なりとす。一日の檢温回數は朝夕二回を普通とするも、醫師の命によりては更に回數を増加し、時には毎時檢温をなす事あり。

(六) 注 意

(1) 檢温器使用の前後には必ず消毒をなすこと。

(2) 小兒、精神不安を呈せるもの等は腋窩に挿入せる檢温器を破損せしむることあり、注意を要す。

(3) 前回の檢温と非常なる差異を生じたるときは、更に別の檢温器にて測定を反復すること。

(4) 衰弱患者は檢温器の固定不充分なることあり、試に器の上端を索引して之れを檢すること。

右に示したる二三の例により、略理解せられた事と信じます、とにかく斯の如くに項目を分け

て答案を認めやうとしたならば、平素より「此問題が出たならば、どのやうに内容を排列し

やうか」位の事は考へておかねばなりません、讀書する際にこの苦心が即ち記憶を確にもし

まするし、又答案を認めるときにも心地よく運び、又試験委員にも「此者の頭脳は整頓して居る」と見られて其利益は計り知るべからずであります、どうぞ諸姉は、答案の認め方について以上記述した點を今より考へておいて、成るべく完全な読み下しのよい答案を記されんことを希望する次第であります。

●看護婦免許願の手續

一、看護婦免許願に必要な書類

- (一) 看護婦免許願
- (二) 履歴書
- (三) 戸籍謄本又は抄本
- (四) 資格證書寫
- (五) 醫師の診斷書

の五通りであります、此外に手數料(五拾錢)が必要で御座います。

看護婦試験免狀下付の申請をなし得るものは、如何なる人々であるかと申しますると。
(一) 年齢満十八年以上の女子、

看護婦試験を受けるには少しも年齢の制限が御座いません、でありますから合格證書は年

二、免狀下付申請者の資格

看護婦試験免狀下付の申請をなし得るものは、如何なる人々であるかと申しますると。
(一) 年齢満十八年以上の女子、

の少い人でも受領する事が出来ますけれども、免状の方は必ず満十八歳以上にならなければ下付されないであります。

尙病者看護の職業は「女子」を原則としてありますけれども、時には男子の看護人を許可する事も御座いますが、此場合には無論看護人は、看護婦と同じ取締を受けなければならぬ事となつてをります。

(二) 看護婦試験に合格して「合格證書」を有して居るか 又は指定學校、指定講習所の「卒業證書」を所持せるものたること。

(1) 此處で申しまする看護婦試験とは警視廳を始め、各府縣で施行される試験を申しますので、何れかの府縣の「合格證書」を所持するか、

(2) 指定學校又は講習所とは、看護學術及實地を教授する所で、警視總監又は府縣知事等から其學校又は講習所の卒業生は、「看護婦試験に合格したると同等の力あり」と認められたるものであります、例へて申しますならば、日本看護婦學校本科、赤十字社病院看護婦養成所、東京市駒込病院看護婦養成所などで御座います。

(三) 精神病者に非らず、傳染性疾患なきこと、

看護婦免狀下付願を提出するものは、精神病患者であつたり、傳染すべき病に罹つてゐて、

はなりませぬ、それで斯の如く規定してあるのみならず、免許願には醫師の診斷書を添付すべきやうに定められてあります。

(四) 素行不良のものにあらざること。

品行のよくないものには免狀を下付しない事になつて居ります。即ち諸姉から免許願が出れば警察署の手で一通り身元調査を行ふて、品行がよろしくなければ下付ならぬ事が御座います。兎に角、看護婦免狀下付願を出すのは(1)十八年以上の女子で、(2)看護婦試験の合格證書を所持してゐるか又は指定學校、指定講習所の卒業證書を有し、(3)精神病、傳染性疾患に罹つて居らず、(4)品行の悪くないもの、と云ふ四箇の條件が備ふ必要があるので御座います。

三、願書及履歴書の認め方

二四六

看護婦免許願

原籍……縣……郡……村大字……第……番地
住所……東京市……區……町……番地……方

戸主……何女 氏

明治年月日生 名

右ハ看護婦規則第二條ニ依リ免許相受度別紙履歴書、戸籍謄(抄)本、資格證書寫及醫師診斷書相添へ此段御願申上候也

大正年月日

右

名

警視總監 殿

履歴書

原籍……縣……郡……村大字……第……番地
住所……東京市……區……町……番地……方

戸主……何女 氏

明治年月日生 名

- 一、明治八年四月：縣：郡：尋常小學校ニ入學明治九年三月尋常小學校卒業
二、明治九年四月：縣：郡：尋常高等小學校ニ入學明治十年三月高等小
學科卒業
- 三、明治九年五月ヨリ大正一年月マテ東京市：區：町：番地醫師……ニ就キ
看護學修業
- 一、大正一年六月東京市神田町西小川町一丁目東京看護婦學校ニ入學シ、同年十一
月同校卒業
- 一、大正一年月施行警視廳看護婦試驗ニ合格、合格證書受領(證書寫別紙ノ通)
右ノ通ニ御座候也

大正年月日 氏名

二四七

(注意)

一四八

(1) 願書及履歴書は必ず自分で認むること、(2) 又文字は楷書にて正しく書くこと。

(3) 尚氏名の文字は必ず戸籍謄本と同じ文字を用ふべく、(4) 生年月日の数字は壹貳參拾と云ふ風の六ヶ敷数字を書くべきであります。

例へば氏名が戸籍謄本には「ふさ」と書いてあるにも拘はらず、「フサ」「房」「房子」などと書くのはよろしくありません、又生年月日は明治參拾壹年拾月貳拾參日と云ふ風に記すること。

四、戸籍謄本について

戸籍謄本は都合によりては「抄本」でも差支ありません、唯免許願を出す時から勘定して、先づ一ヶ月以内位に下付せられた新しい謄本又は抄本でなければなりません。

五、醫師の診断書

免許願を出す際に添付する醫師の診断書は、凡そ次のやうな形に據つて居ります。

診 断 書		
何 年		
○ ○ 年		
右者精神病並ニ傳染性疾患ナキモノト診断ス仍テ證明候也		
大正 年 月 日	東京市……區……町……番地	醫 師 何 某

即ち皆様は醫師に全身の診察を乞ひ、精神病又は傳染すべき疾病的有無の判断を仰ぎ、無病である時に前記の診断書を請求し、これを願書に添付すべきであります。

六、願書の提出の場所

以上の如く總ての願書が出来ましたら、これを居住地所轄の警察署へ持参するのであります、例へば本郷區千駄木町に現住してゐる方は本郷駒込警察署へ、芝愛宕町に居住してゐる人は芝愛宕警察署へ提出するのであります、此際原籍地は何れであつても少しも差支ないで御座います。

尙此際「合格證書」又は「卒業證書」を持參することを忘れてはなりません、何となれば警察署では願書を受付ける際に、「願書に添付してある合格證書寫は確實なものかどうか」と云ふ事を調査しなければならぬから、其合格證書を持參して警察官の一覽に供する必要があるので御座います。

七、手 数 料

願書を警察署へ出しておきますと、早ければ一二週間、遅ければ一ヶ月位経て、警視廳衛生部から「何月何日免狀下付手數料ヲ納付スベシ」と云ふやうな通知を受けます、さうしたならば、其當日指定の時間に「五拾錢の現金」を持參して出頭せらるゝのです、受験手數料については從來

(イ) 願書提出の際警察署へ持參したり

(ロ) 願書の中へ綴り込んだりなどされて、双方つまらぬ手數が掛ることが多くありましたから、必ず間違ひないやうに注意さるゝやう希望しておきます。かくして手數料を納めておきますと五六日中に願書を提出した所轄警察署の手を経て免狀が下附されます。

八、看護婦免狀

愈々免狀が下附なりましたら、これは大切にしておいて、いつも派出する時は必ず勤務先へ持參すべきであります、即ち警視廳の「看護婦規則施行細則」を見ますと

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帶シ當該官吏又ハ依頼者若クハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

看護婦會々員タル看護婦ハ看護婦證票ヲ以テ免狀ニ代フルコトヲ得

と規定してありまして、勤務中は常に携帶し、衛生官吏、警察官、患者、主治醫から「免狀を見せよ」と請求されたらば何時にも提示すべきやうに命してありますから必ず持參さるべきで御座います。

◎准看護婦免許願の手續

一、准看護婦免許願に必要な書類

- (一) 准看護婦免許願
- (二) 履歴書
- (三) 戸籍謄本又は抄本
- (四) 醫師の診斷書

の通りであります。此外に手數料(五拾錢)が必要で御座います。

二、免狀下附申請者の資格

看護婦免狀下附の申請をなし得るものは、如何なる人々であるかと申しますと、

- (一) 年齢満十八年以上の女子、

看護婦試験を受けるには少しも年齢に制限が御座いませんから合格證書は年の少い人でも受領する事が出来ますけれども、免狀の方は必ず満十八年以上にならなければ下附されない事になつてをりますが、矢張准看護婦免狀も同様十八年以上でなければ下附されませぬ。

尚病者看護の職業は「女子」を原則としてありますけれども時には男子の看護人を許可する事も御座いますが、此場合には無論看護人は看護婦と同じ取締を受けなければならぬ事となつてなります。

- (二) 満三箇年以上看護の業務に経験あること。

准看護婦免狀下附を願出づるものは、少くとも満三箇年以上、病院、醫院又は看護婦會に於て看護婦の業務に就き、經驗を有するものでなければならぬと云ふ事になつてをります。さうでありますから經驗の少きものは、准看護婦免許願を差出す資格はないのであります。

尚警視廳に於ては以上の如く相當經驗を有する上に、産婆の資格を有するものには、特に説明せら

る、事になつてをりますから、出願者は産婆試験に合格して居らるゝを便宜と致します。

- (三) 精神病者に非らず、傳染性疾患なきこと。

看護婦免狀下附願を提出するものは、精神病者であつたり、傳染すべき病に罹つてゐてはなりません。それで斯の如く規定してあるのみならず、免許願に醫師の診斷書を添付すべきやうに定められてあります。

- (四) 素行不良のものにあらざること。

品行のよくないものには免状を下附しない事になつて居ります、即ち諸姉から免許願が出れば警察署の手で一通り身元調査を行ふて、品行がよろしくないと下付ならぬ事が御座います。兎に角准看護婦免状下付願を出すには、(1)十八年以上の女子で、(2)満三箇年以上看護婦の業務に経験を有し(3)精神病、傳染性疾患に罹つて居らず、(4)品行の悪くないものと云ふ四箇の條件が備ふ必要があるので御座います。

三、願書及履歴書の認め方

准看護婦免許願

原籍……縣……郡……村大字……第……番地
住所……東京市……區……町……番地……方

戸主……何女 氏名

明治年月日生

右者看護婦規則附則第六項ニ據リ准看護婦免許相受度別紙履歴書、戸籍謄(抄)本

及醫師診斷書相添へ此段御願申上候也

大正年月日

右 氏

名印

折目

殿

點線により紙の折目を示し宛名は裏面たるを示す

履歴書

原籍……縣……郡……村大字……第……番地
住所……東京市……區……町……番地……方

戸主……何女 氏名

明治年月日生

一、明治……年四月……縣……郡……尋常高等小學校ニ入學、明治……年三月
尋小學科卒業

一、明治……年四月……縣……郡……尋常高等小學校高等科ニ入學、明治……

年三月高等小學科卒業

二五六

一、明治……年……月ヨリ大正……年……月マデ東京市……區……町……番地
私立……病院ニ於テ看護學修業

一、大正……年……月ヨリ大正……年……月マデ東京市……區……町……番地
醫師……方ニ於テ看護婦勤務ニ從事ス

一、大正……年……月……日東京府ニ於テ施行セラレタル產婆試驗ニ及第シ合格
證書受領

一、大正……年……月ヨリ東京市……區……町……番地……看護婦會ニ入り看
護婦見習ヲナシ現今尙在會中
右ノ通ニ御座候也

大正 年 月 日

右 氏 名 (印)

(注意)

- (1) 願書及履歴書は必ず自分で認むること、(2)又文字は楷書にて正しく書くこと、
(3) 尚氏名の文字は必ず戸籍謄本と同じ文字を用ふべく。(4) 生年月日の数字は壹貳參
拾と云ふ風の六ヶ敷數字を書くべきであります。

例へば氏名が戸籍謄本には「ふさ」と書いてあるに拘らず、「フサ」「房」「房子」など書くのはよろ

しくありません、又生年月日は明治參拾壹年拾月貳拾參日と云ふ風に記すこと。

四、戸籍謄本について

戸籍謄本は都合により「抄本」でも差支ありません。唯免許願を出す時から勘定して、先づ一ヶ月以内位に下付せられた新しい謄本又は抄本でなければなりません。

五、醫師の診斷書

免許願を出す際に添付する醫師の診斷書は、凡そ次のやうな形式に據つて居ります。

右者精神病並ニ傳染性疾患ナキ者ト診斷ス仍テ證明候也

大正 年 月 日

醫師 何 某 (印)

二五七

診 斷 書

何 十 九 年

東京市……區……町……番地

即ち諸姉は醫師に全身の診察を乞ひ、精神病又は傳染すべき疾患の有無の判断を仰ぎ、無病である時に前記の診断書を請求して、これを願書に添付すべきであります。

六、願書提出の場所

以上の如く總ての願書が出来ましたら、これを居住地所轄の警察署へ持参するのであります。例へば本郷區千駄木町に現住してゐる方は本郷駒込警察署へ、芝愛宕町に居住してゐる人は芝愛宕署へ提出するのであります、此際原籍地は何れであつても少しも差支ないので御座います。

七、履歴の審査

願書を警察署へ差出しておきますと、早ければ一二週、遅ければ一ヶ月位たつて、警視廳衛生部から呼出状が参ります、當日出頭致しますと、試験委員から身元、履歴及簡易なる看護學の質問をせられます、これは寧ろ學術の試験と云ふよりも、履歴の審査と常識試験であります。この審査に於て「此者は満三ヶ年以上看護婦の経験もあるやうだし、常識も相當備はつてゐて看護婦たるに差支なし」と認められるれば、茲に免狀下付の議が決するのであります。

ります。

八、手數料

斯くの如く警視廳へ出頭したときに「何月何日手數料ヲ納付スベシ」と云ふやうな沙汰を受けます、さうしたならば、其當日指定の時間に「五拾錢」を持参して出頭せらるゝのです受験手數料については從來

- (イ) 願書提出の際警察署へ持参したり
- (ロ) 願書の中へ綴り込んだり
- (ハ) 現金でなく「收入印紙」を願書に貼つて來たりなどされて、双方つまらつまらぬ手數が、掛ることが、多くありましたから、必ず間違ひのないやに注意さるゝやう希望しておきます。

かくの如き手續をふんでおきますと、數日の中に所轄署を経て免狀が下付されます。

九、看護婦免狀

愈々免狀が下付になりましたらこれは大切にしておいて、いつも派出する時は必ず勤務先

へ参すべきであります、即ち警視廳の「看護婦規則施行細則」を見ますると

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帶シ當該官吏又ハ依頼者若クハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

看護婦會々員タル看護婦ハ看護婦證票ヲ以テ免狀ニ代フルコトヲ得。と規定してありまして、勤務中は此免狀又は證票を常に携帶し、衛生官吏、警察官、患家、主治醫から「免狀を見せよ」と請求されたならば何時にも提出すべきやうに示してありますから、必ず持參さるべきで御座います。

●看護婦免狀再下付願の手續

看護婦免狀を受領してから、紛失、焼失、毀損したときは、再下付を願出づる事が出来ます。其願書は

看護婦免狀再下付願	
原 藉 地	縣 郡 村大字 第 番地
紛失(燒失)當時ノ住所	東京市 區町丁目第 番地 方
現 住 所	東京市 區町丁目第 番地 方
氏	名
一、資格取得年月日	大正三年 月 警視廳試験及第
二、免 狀番 號	第一號
三、免狀下付年月日	大正一年 月 日
四、免狀紛失(燒失)理由	大正十二年九月一日震火災ニヨリ住所地ニ於テ焼失
右看護婦免狀紛失(燒失)致候ニ付再下付相成度此段御願申上候也	
大正十二年 月 日	右 ○○○○回
警視總監	殿

の如く認め、現住所地の所轄警察署へ差出しておくのであります。一三週間経て、警視廳から「免許ヲ再下付スルニ依リ出頭スベシ」との通知があるから出頭し、金貳拾錢を納めておけば、一二三日中に、警察署を経て下付せられます。

尙右願書の認め方について注意すべき二三の點を挙げますと、

- (1) 「焼失當時の住所」とは、唯一時の派出先ではなく、看護婦會とか、自分の住宅を書くのであります
- (2) 「資格取得年月日」「免狀下付月日」は、正確な事が分らなければ、大正何年何月頃でもよろしく、「免狀番號」が分らなければ「不明」でよろしい。

〔合格證書の焼失（紛失）〕

合格證書は一度紛失又は焼失しますと、再下付はなりませぬ。然し「免許願」を差出すとき、其理由を書いて出せば、差支が御座いませぬから、少しも心配するには及びませぬ。

看護婦關係法令

看護婦規則

(大正四年六月
内務省令第九號)

- 第一條 本令ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應シ傷病者又褥婦ノ看護ヲ爲ス女子ヲ謂フ
- 第二條 看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官（東京府ニ於テハ
ニ微）ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
- 第三條 看護婦試験ニ合格シタル者
- 第四條 地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
- 第五條 大正五年四月關東都督府令第十六號看護婦規則第二條第二號又ハ第三號ノ資格ニ依リ關
東長官ノ免許ヲ受ケタル者
- 第六條 大正十一年五月朝鮮總督府令第七十六號看護婦規則第一條第一號乃至第三號ノ資格ニ依
リ道知事ノ免許ヲ受ケタル者
- 第七條 地方長官免許ヲ與フルトキハ看護婦免狀ヲ下付ス
- 第八條 精神病、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス
- 第九條 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

試験科目ハ左ノ如シ

- 一、人體ノ構造及主要器官ノ機能
- 二、看護方法
- 三、衛生及傳染病大意
- 四、消毒方法
- 五、繩帶及治療器械取扱法大意
- 六、救急處置

第五條 一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ對シ治療器械ヲ使用シ又ハ薬品ヲ授與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス

但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 看護婦其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日内ニ免狀ノ寫ヲ添ヘ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 看護婦免狀ヲ毀損失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ住所地ノ地方長官ニ

再下付ヲ願出ツヘシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免狀ヲ添附スヘシ

族藉氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ヲ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ免狀ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ツヘシ

亡失シタル免狀ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第九條 看護婦廢業シタルトキハ二十日内ニ免狀ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ

看護婦三年以上其ノ業務ヲ營マサルトキハ廢業シタルモノト見做ス

看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸藉法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第一項及第三項ノ場合ニ於テ免狀ヲ返納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第十條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ

地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルヘシ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免狀ヲ與フルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケヌシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲ンタル者ハ五拾圓以

下ノ罰金ニ處ス

二六六

第十二條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀、免許狀、免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト見做ス

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登錄ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト見做シ看護婦免狀ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ願出ツルトキハ地方長官ハ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依ル免許ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス
地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シ當分ノ内其ノ履歴ヲ審査シテ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免許狀ヲ下付スルコトヲ得

准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

看護規則施行細則

(大正四年九月
府令第二〇號)

第一條 看護婦免許ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ住所族籍氏名生年月日ヲ記シ左ノ書類及手數料金五拾錢ヲ添附シテ願出ツヘシ

- 一、看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格證書ノ寫
- 二、精神病又ハ傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書
- 三、戸藉謄本(抄本)
- 四、履歴書

第二條 看護婦試験ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ前條第三號第四號ノ書類及出願前六箇月以内ニ撮影シタル寫真(手札形半身ニシテ普通ノ臺紙ヲ用ヰ美濃紙半折ノ表面中央部ニ貼附シ他ノ半面ニ住所氏名生年月日及撮影年月日ヲ自書スルヲ要ス)並手數料金壹圓ヲ添附シテ願出ツヘシ

提出シタル試験願書及添付書類(寫真)手數料ハ何等ノ理由アルモ之ヲ還付セス
定期試験ハ毎年五月及十一月ニ施行ス但シ試験願書提出期ハ其ノ前月中トス

試験施行ノ日時及場所ハ二十日以前之ヲ告示ス

前二項ノ規定ニ依ラシシテ臨時試験ヲ施行スルコトアルヘシ

第三條 試験出願者ハ試験場ニ於テハ總テ試験係員ノ指示ニ遵フヘシ

試験期日ニ出頭セス又ハ試験半途ニ退席シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス
不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ無効トシ且期限ヲ定メテ受験

ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ下付ス

合格證書ヲ下付シタル後前條第三項ニ該當スル事項アリタルコト發覺シタルトキハ其合格證書ヲ無効トシ且之ヲ返納セシム

第五條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、免狀又ハ看護婦證票ヲ他人ニ貸與スヘカラス

二、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ムヘカラス

三、故ナク業務上知得シタル秘密ヲ漏泄スヘカラス

四、從業中ハ一定ノ看護衣ヲ着用スヘシ已ムヲ得サル事由ニ依リ之ヲ着用スルコト能ハサ
ルトキハ其ノ旨口頭ヲ以テ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

五、認可ヲ受ケタル額ヲ超テ看護料ヲ請求シ又ハ之ヲ受クヘカラス

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帶シ當該官吏又ハ依頼者若ハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

看護婦會員タル看護婦ハ看護婦證票ヲ以テ免狀ニ代フルコトヲ得

第七條 看護婦其ノ住所ヲ變更シタルトキハ免狀寫ヲ添へ十日内ニ後ノ住所地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條ノ二 看護婦ハ看護料ノ額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但シ看護婦會ノ經營者及會員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體若ハ組合ノ組織者ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 看護婦規則第八條又ハ第十條第二項ニ依リ免狀ノ書換又ハ再下付ヲ出願セムトスル者ハ手數料金二十錢ヲ納付スヘシ

第九條 他ノ道府縣ニ住所ヲ有スル看護婦ニシテ管内ニ於テ臨時業務ニ從事シ一箇月ヲ経過シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免狀ノ寫ヲ添へ之ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ三日内ニ從業地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 看護ノ業務ニ關シ團體又ハ組合ヲ組織セムトスル者ハ代表者ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ事務所所在地所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

- 一、名稱、事務所所在地
 二、代表者ノ履歴書
 三、役員ノ種類、員數及氏名並其ノ履歴書
 四、規約

五、團體員ノ住所、族藉、氏名、生年月日、看護婦免狀ノ番號、下付年月日及廳府縣名
 前項ノ團體又ハ組合ニハ其ノ性質又ハ後數條ノ規定ニ依リ差異ヲ生スルモノノ外看護婦會取締規則ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 前條規定ノ團體又ハ組合ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ主任者ヲ定メ其ノ住所氏名、生年月日及履歴書ヲ添へ事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 第十條ノ三 第十條規定ノ團體又ハ組合ニハ看護婦ニ非サル者ヲ加入セシムルコトヲ得ス
 役員ハ團體員又ハ組合員中ヨリ選出スヘシ

第十條ノ四 第十條第十一項四號ノ規約ニハ左ノ事項ヲ掲クヘシ

- 一、名稱、事務所所在地
 二、役員ノ種類及員數並任期
 三、役員ノ選舉ニ關スル事項

四、費用ノ分擔ニ關スル事項

五、派出ニ關スル事項

六、看護料其他公衆ヨリ受クル費用ニ關スル事項

七、其他必要ナル事項

前項ノ規約ヲ變更セムトスルトキハ事務所所在地所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ五 團體員又ハ組合員ニ異動アリタルトキハ十日內ニ第十條第一項第五號ノ事項ヲ具シ事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

役員ニ異動アリタルトキハ其ノ旨十日內ニ届出ツヘシ此ノ場合ニ在リテハ新ニ就任シタル者ニ限り履歴書ヲ添付スヘシ

第十一條 看護婦ノ業務ニ關スル團體又ハ組合ヲ解散シタルトキハ解散後十日以内ニ事務所々在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十二條 所轄警察官署ハ看護婦ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ警察醫若ハ警察醫員ヲシテ之カ檢診ヲナサシムルコトアルヘシ

第十三條 本令ニ規定スル手數料ハ郵便爲替證書又ハ現金ヲ以テ警視總監官房會計課ニ納付スヘシ

第十四條 看護婦規則第七條第一項、第八條、第九條第一項第三項第四項、本令第一條、願
届ハ所轄官署ヲ經由スヘシ

第十五條 第十條規定ノ團體又ハ組合ニシテ本會ニ違反シ又ハ公安風俗ヲ害シ其ノ他不正行
爲ヲ爲シ若ハ爲スノ虞アルトキハ解散ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 第五條、第六條第一項、第七條、第七條、第十條第一項、第十條ノ
二、第十條ノ三第一項、第十條ノ五及第十一條ノ規定ニ違背シ、又ハ第十五條ノ規定ニ基
ク命令ニ從ハス若ハ第十二條ノ検診ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條ノ二 第十條規定ノ團體又ハ組合ニシテ本會ニ違反シタル場合ニ於テハ前條ノ罰則
ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

第十七條 看護婦免狀ヲ手持スル者ニシテ現ニ東京府下ニ居住スル者ハ住所氏名年月日及
免狀ヲ交付シタル府縣名、免狀ノ年月日番號ヲ記シ大正四年十二月三十日マテニ届出ツ
ヘシ

第十八條 削除

第十九條 本令ノ規定ハ准看護婦及男子タル看護人ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦會取締規則

(大正九年五月
警視廳令第一號)

第一條 公衆ノ需メニ應シ看護婦ノ派出ヲ業務トスル者ハ
住所、業務所所在地、看護婦會ノ名稱、族籍、氏名、生年月日ヲ記シタル願書ニ左ノ事項
ヲ具シ業務所所在地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一、會 則

二、看護婦免狀寫

三、履歷書

四、業務所ノ間取圖

五、業務所建物ノ概要

第二條 看護婦會ヲ經營セムトスル者ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス
一、満五年以上看護婦トシテ業務ヲ爲シ且ツ現ニ之ニ從事スル者タルコト
二、禁治產者準禁治產者破產者ニ非サルコト
三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ非サルコト

四、看護婦ノ業務ニ關スル犯罪ノ前科ナキコト

第三條 前條ノ規定ニ該當スル者ト雖資産、信用及素行其ノ他ニ付不適當ト認ムルモノニ對シテハ許可セサルコトアルヘシ

第四條 業務所ニハ豫定會員數ニ應シ相當ナル寄宿設備ヲ有スル事ヲ要ス

前項ノ設備其ノ他ニ付不適當ト認ムルトキハ許可セサルコトアルヘシ

第五條 看護婦會會則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、名稱、業務所所在地

二、會員ノ豫定數(看護婦ノ豫定數)
(見習ノ豫定數)

三、會員ノ種類

四、會員ノ入會及退會ノ手續

五、會員ヨリ徵收スル會費、手數料、食費

六、等級ノ創定及變更ニ關スル標準

七、會員ノ監督並教養ノ方法

八、會員ニ與フヘキ休養及便宜

九、見習ノ養成ニ關スル契約事項

十、會員ノ派出ニ關スル事項

十一、看護料其他公衆ヨリ受クル諸費

十二、其ノ他必要ナル事項

第六條 經營者ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルニ至リタルトキハ本人又ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ事由ノ生シタルトキ又ハ之ヲ發見シタルトキヨリ十日内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一、廢業又ハ休業シタルトキ

二、死亡シタルトキ

三、行衛不明トナリタルトキ

四、本籍、住所、族籍、氏名ニ變更ヲ生シタルトキ

第七條 業務所ノ位置若クハ其ノ建物ノ構造又ハ會則ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 經營者ハ業務所外見易キ場所ニ其ノ名稱及氏名ヲ記シタル標札ヲ掲出シ夜間ハ標燈ヲ貼スヘシ

第九條 經營者ハ業務所ニ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、會員名簿

二、日誌

三、會員派出簿

第十條 會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載シ等級別ニ之ヲ整理スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

一、會員ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、入會退會ノ年月日

三、看護婦、準看護婦又ハ見習タルコト

四、看護婦免狀下付年月日及廳府縣名並番號

五、等級

第十一條 日誌ニハ會員ノ入會、退會、派出、等級ノ變更、病氣、監督、教養ニ關スル事項其ノ他日日ノ出來事ニシテ議要ナルモノヲ記載スヘシ

第十二條 會員派出簿ハ會員毎ニ口座ヲ設ケ派出年月日、派出先及看護料其ノ他一切ノ收入支出ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第十三條 經營者ハ會員ヨリ第九條ノ規定ノ帳簿ノ閲覽ヲ求メタルトキハ正當ノ事由ナクシ

テ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 經營者ハ會則ヲ業務所内見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十五條 看護婦會員タル看護婦ハ別記様式ノ看護婦證票ヲ携帶シ業務ノ爲メ派出セラレタルトキハ之ヲ依頼者ニ提示スヘシ

看護婦證票ニハ所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘン

第十六條 看護婦證票ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、本籍、住所、族籍、氏名、生年月日

二、看護婦免狀下付年月日及府縣名

三、看護婦會入會又ハ退會年月日及看護婦會名

四、等級

第十七條 經營者ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得見習ハ看護ノ實務修習ノ爲左ノ制限ニ依ル場合ノ外派出セシムルコトヲ得ス

一、病院又ハ醫院ニ派出スルトキ

二、看護婦ニ附隨セシメテ派出スルトキ

第十八條 經營者ハ會則ニ認メサル看護料手數料其ノ他ノ費用ヲ請求シ又ハ之ヲ受クルコト

第十九條 經營者ハ正當ノ理由ナクシテ看護婦派出ノ需メヲ拒ムコトヲ得ス
會員ハ正當ノ理由ナクシテ經營者ノ爲ス派出ニ關スル指示ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 經營者ハ會員ノ種類、等級及氏名ヲ毎月末現在ニ依リ翌月五日迄ニ業務所所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十一條 警察官吏ノ爲ス業務所ノ臨檢又ハ帳簿其ノ他ノ検査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條 經營者ハ他ノ看護婦會會員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體若ハ組合ノ加入者ニ對シ脱退ヲ勸誘シ又ハ自己ノ經營スル看護婦會ニ入會ノ勸誘ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 經營者ニシテ本令ニ違反シ又ハ公安風俗ヲ害スルノ行爲ヲ爲シ若ハ爲スノ虞アルトキハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ左ノ各號ノ一二該當スルトキ亦同シ

一、許可ヲ受ケタル日ヨリ百日以内ニ開業セス又ハ百日以上休業シタルトキ
二、會員カ豫定數ノ半數以下ニ減少シタルトキ
三、行衛不明トナリタルトキ

四、破産又ハ家資分產ノ處分ヲ受ケタルトキ

五、禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

六、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十四條 經營者ハ郡又ハ區(アリテ市ニ)ノ區域ニ依リ看護婦會組合ヲ組織スヘシ但シ時宜ニ依リ一警察署ノ區域又ハ二郡市區以上ノ區域ニ依ルコトヲ得

第二十五條 東京市内ノ看護婦會組合ハ看護婦會組合聯合會ヲ組織スヘシ但シ他ノ郡市ノ組合ヲ加入セシムルコトヲ妨ケス

第二十六條 看護婦會組合及看護婦會組合聯合會ハ規約ヲ定メ事務所々在地所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ前項ノ看護婦會組合規約ニハ第二十七條ノ救濟方法ヲ規定スヘシ

第二十七條 看護婦會組合ハ組合區域内ニ於ケル看護婦會ニ屬スル看護婦及見習其ノ業務ニ因リ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ之ヲ救濟スルノ方法ヲ講スヘシ

第二十七條ノ二 看護婦會組合ハ救濟ニ關スル收支ヲ帳簿ニ明記シ毎年一月十五日迄ニ前年分收支計算ヲ作リ事務所所在地所轄警察官署ヲ經テ警視廳ニ届出ツヘシ

第二十七條ノ三 看護婦會組合及看護婦會聯合會ハ看護婦會所屬看護婦ヨリ名義ノ如何ニ拘

ラス金品ヲ徵收スルコトヲ得ス

第二十八條 経営者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十九條 許可ヲ受ケシテ看護婦會又ハ看護婦會類似ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中業務ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十條 第七條乃至第二十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第三十一條 本令ハ總テ公衆ノ需メニ應シ看護婦ノ派出ヲ爲ス業務ニ適用ス

附 則

第三十二條 本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本令施行ノ際現ニ當廳ノ許可ヲ受ケ看護婦會ヲ經營スルモノハ本令ノ規定ニ依リ經營セルモノト見做ス

第三十四條・前條ノ看護婦會ニシテ本令ノ規定ニ適合セサルモノハ本令施行ノ日ヨリ一年内ニ本令ノ規定ニ適合セシムヘシ但シ前二條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 第三十三條ノ看護婦會ハ本令施行ノ日ヨリ一箇月内ニ所轄警察官署ニ其ノ名稱業務所在地、經營者ノ族籍、氏名、生年月日及會員ノ住所、氏名ヲ届出ツヘシ其ノ届出ヲ爲サル者ハ廢業シタルモノト見做ス

別記様式

縦二寸五分横一寸八分

(表面)

住所

等 氏 名

本籍

署印

看護婦免狀第 號

年 月 日下付

項

年月日

事

生年月日

發行所

東京看護婦學校

神田區西小川町一丁目一番地

印 刷 所 早稻田印刷株式會社

東京市早稻田鶴巣町三百六十二番地

發 行 者 井 口 乘 海
印 刷 者 關 根 慶 寛

複製
不許

大正十年九月五日印刷
大正十年九月七日發行
大正十一年十二月一日再版
大正十二年十一月廿五日三版

定價 金壹圓五十錢

60

739

1

終

